

川崎市教育委員会教育長訓令第3号

事務局各課

各教育機関

川崎市立図書館の長に対する事務委任に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋満

川崎市立図書館の長に対する事務委任に関する訓令

川崎市立図書館条例施行規則（平成2年川崎市教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）に規定する教育長の事務のうち、次に掲げるものを川崎市立図書館（指定管理者が管理を行う図書館を除く。）の館長及び分館長に委任する。

- （1）規則第8条の図書館資料の貸出しの登録及び特定電子書籍の利用に係る登録に關すること。
- （2）規則第9条の貸出カードの交付等に關すること。
- （3）規則第11条の貸出区分等の特例に關すること。
- （4）規則第12条の図書館資料の貸出制限に關すること。
- （5）規則第13条の団体貸出しの報告に關すること。
- （6）規則第14条の督促に關すること。
- （7）規則第15条第1項の図書館資料の寄贈に關すること。
- （8）規則第16条第1項の寄贈を受けた図書館資料に係る篤志等の表示に關すること。
- （9）規則第17条の図書館資料の寄託に關すること。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。